

Chartered Institute of Arbitrators(英国仲裁人協会)主催
共同スポンサー：日本仲裁人協会（JAA）・日本国際紛争解決センター（JIDRC）

2022年6月13日（月）

認証・プレコース

C. I. Arb. による認証・研修プログラム—中級（Membership）

コースの受講にあたって

C. I. Arb. 日本支部共同代表（Co-Convener）
JAA常務理事・JIDRCアドバイザリーボード
/Web審問等検討部会長
弁護士（日本及び米国ニューヨーク州登録）・
英国仲裁人協会上級認定仲裁人（F. C. I. Arb.）
高取芳宏

Chartered Institute of Arbitrators(英国仲裁人協会)とは

- 国際商事紛争における仲裁人（調停人）の教育・研修プログラムを提供し、認証機関として（コモンロー、大陸法いずれも含む）国際的に認知されている世界最大のADR 資格認定・研修機関。世界中に17,000名のメンバーを擁する。
- 国際水準の研修と経験を積んだ会員で構成され、高い信頼性のもと、多くの弁護士を含む実務家、学者等が本協会認定の認定取得を目指して研修を受け、認定を取得している。
- 最新の国際商事紛争（近時は投資協定も含む）に関する知識と経験を包括的に提供する本協会の講師陣（Faculty）に対する信頼性が高い。
- 現在、弁護士のみならず紛争解決に携わるあらゆる実務家・学者等を支援するため、世界中で仲裁人・調停人（及びユーザー）のための研修・教育プログラムを開催している。
- これらプログラムにより与えられる資格・認定は、アソシエイト（Associate・初級）、メンバー（Member・中級）、及びフェロー（Fellow・上級）の3段階に分かれている。

3 段階の認証とステップ

① <アソシエイト（初級）>

法務に関連する資格や実務経験の有無を問わず、紛争解決に関心を持つ一般の方が対象に初級コースを受講し、一定の課題により評価を得られた者に与えられる認定。

Facultyにより1日初級コースとして開催され終了認証を得て、アソシエイトとして登録することが可能。
（初級コースは2022年3月12日に開催）

② <メンバー（中級）>

紛争解決の経験を持つ弁護士等法律専門家等でアドバンスドのコースを受講し、口頭のディスカッションカ等も含めて評価を経て、課題に合格した者のみに認証が与えられる。

③ <フェロー（上級）>

3段階の認定資格の中で最高水準となる。インスティテュート・フェローシップ・アセスメント（Institutes Fellowship Assessment）と呼ばれる試験に合格した、経験豊富な者のみに与えられる上級の認定。フェローの認定を有する者には、その証として、F. C. I. Arb. という称号の使用が認められる。
（上級コースは、2023年度以降、隔年での開催を目指す）

上記認証された英国仲裁人協会の会員は、法曹あるいはビジネスの分野で仲裁・調停に携わり、指導的役割を果たす。民事・商事紛争の仲裁、調停、裁定、解決の国際水準、指針をリードする協会であり、国際的に最も重要な紛争解決専門の研修・認証機関である。

中級コース・国際仲裁資格認定プログラムの特徴

1. 受講資格

法曹資格を持つ弁護士等に限られず、建築士のエキスパートである技術者等を含め、紛争解決に関心を持つ一般の方を対象に、国際仲裁の基本的枠組みについて理解し、それに基づく、国際仲裁の具体的な運営方法を理解していることを示せる者。但し、法曹資格を有するものは、この前提知識を有しているとみなされ、受講可能。

They have knowledge of the framework of international arbitration. They can evaluate and apply the principles and requirements of an international arbitration. They can demonstrate awareness of the practical tasks required in preparing for and progressing an international arbitration.

2. 言語

日本で開催されるコースを含め、言語が英語で統一されており、国際仲裁のグローバルなスタンダードに対応できる人材の育成に努めている。Writingによる評価だけでなく、各セッションにおける口頭でのロールプレーにおける発言内容、タイミング、アレンジ力等をFacultyが評価する。

3. 資料

- Module 1 International Arbitration Workbook - Law, Practice & Procedure（予め配布。予習可能）
- UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration 1985 With amendments as adopted in 2006
- UNCITRAL Arbitration Rules (with new article 1, paragraph 4, as adopted in 2013)
- Scenario（各ロールプレーの前提事例）
- Workshop Problem（通常10以上の問題。各論点について、仲裁人、各当事者の代理人としてのロールプレーを評価）手続的論点と内容的論点。

中級研修・認証プログラムの特徴

4. 留意点

- 国際仲裁手続の根拠としてスタンダードであるUNCITRAL Model Law と、UNCITRAL Arbitration Rules を根拠として具体的に引用することが必要。
- 英語がNativeでない場合も、仲裁手続の進行に必要なコミュニケーションが必要。但し、英語の能力をテストするものではない。
- レクチャーを受講して知識を得る、というスタンスではなく、各セッションで、事案に則して、仲裁人、申立人、被申立人の各立場からの分析と主張、その根拠の説明が求められる。その際、上記UNCITRAL Model LawとArbitration Ruleの引用、言及が望ましい。
- 通常の研修、講義と異なり、質問するスタンスではなく、各立場におけるロールプレーにおいて、自分の立場を明確に、かつ根拠を示して説明でき、また相手の主張への反論、再反論などロジックと根拠の提示が要求される。

The workshops are conducted in small groups in which all candidates are expected to participate actively in discussions. A pre-course assignment consisting of a written essay must be submitted one day before the course and 'at home' coursework is to be completed within a set time period from 16 July

5. 事前のAssignmentと事後のWriting のAssessment の実施

慶應義塾大学法務研究科による研修コース

2019年よりCIArbのRecognized Course Providerとして以下の2コースを提供。受講生はArbitrationの基礎理論から実務まで網羅的に学ぶことができ、各授業を修了すれば、CIArbのAssessmentを経ることなく、それぞれAssociate、Memberの資格を申請することができる。弁護士等の法曹資格者又は法曹資格と同等と考えられる実務経験のある方が科目等履修生として受講できる。法務研究科のJD生、LLM生として入学する必要はなし。

(1) Introduction to Arbitration (1単位)

2022年秋学期10月の毎週金曜日18:10～21:10の授業を4回行う集中コース

修了すればAssociateの申請ができる。

出願期間：2022年7月15日（金）～7月28日（木）

(2) International Commercial Arbitration I (2単位)

2022年春学期4月7日から7月14日まで毎週木曜日18:10～19:40の授業

修了すればMemberの申請ができる。

出願期間：2022年2月8日（火）～2月22日（火）

慶應義塾大学法務研究科による研修コース

(3) 費用

審査料18,000円

登録料40,000円（1学期間）

受講料 1 単位37,000円、2 単位74,000円

(4) 出願方法等

<https://www.ls.keio.ac.jp/cle/>

(5) お問い合わせ先

慶應義塾大学法務研究科学生部学事グループ（法科大学院）

Mail: lawjm@info.keio.ac.jp

Tel: 03-5427-1778

Web: <https://www.ls.keio.ac.jp/cle/>

シラバス（2月に更新予定）：<https://www.ls.keio.ac.jp/syllabus.pdf>

公益社団法人日本仲裁人協会 (JAPAN ASSOCIATION OF ARBITRATORS 「JAA」)



- ◆ 法律実務家・研究者を主な構成員とし、仲裁及び調停等(ADR)に関連する人材養成・研修、研究、普及・啓発を目的とする団体。2018年11月に京都国際調停センターを開設し、国際調停の実施事業も行う。
- ◆ 2003年10月16日設立、2005年12月5日に社団法人となり、2014年1月6日に公益社団法人となる。
- ◆ 本部所在地：東京都千代田区霞ヶ関1-1-3（日本弁護士連合会内）
- ◆ 協会ウェブサイト：<https://arbitrators.jp/>

高取 芳宏

霞ヶ関国際法律事務所・国際仲裁Chambers



Tel: 03-5157-1218 E-mail: ytakatori@kiaal.com

- ・ **受賞**
- ・ 2019年 Financial Times アジア太平洋地域トップ10 弁護士
- ・ 2012-2022年 Chambers Asia Pacific、日本及びインターナショナル、紛争解決部門、知的財産部門
- ・ 2013-2022年 Legal 500 Asia Pacific、紛争解決部門及び知的財産部門
- ・ **学歴**
- ・ 1998年 ハーバード大学ロースクール法学修士 (LL.M.) 取得

高取芳宏弁護士は、主に複数の管轄にまたがる民事、商事、知的財産権、製造物責任、独占禁止法等の国際訴訟・仲裁を扱い、FCPA、UKBA、内部通報等のコンプライアンス事案やサイバーセキュリティ事案、労働法関連紛争などを手掛ける。Chambers Asia Pacific の紛争解決部門の弁護士としてBand1にランクし、Asia Pacific Legal 500 の紛争解決および知的財産部門でリーディングロイヤーとして選出される等、各機関から高い評価を得ている。また、Financial Timesにより、アジア太平洋地域のトップ10弁護士に、日本人で唯一人選出表彰された。過去の代表的な案件としては下記のようなものがある。

- ・ 日本企業約150社が被害にあった、いわゆるクレスペール証券（プリンストン債）事件において、複数の日本企業を代理し、米国ニューヨーク州及び日本における裁判、和解手続で中心的役割を果たした。
- ・ 米国、アジア諸国およびヨーロッパにおける商標、模倣品、特許侵害などの知的財産権関連訴訟を遂行し、知的財産高専裁判所における画期的な判決獲得を含む実績を挙げている。近時では、諸外国商標権侵害について、諸外国法及び法の適用に関する通則法による日本法の適用による損害賠償認定を勝ち取り、注目されている。
- ・ 米国カリフォルニア州における、懲罰的損害賠償を含む約2800億円の認定判決に基づき、日本の裁判所における保全処分を獲得するなど、国境を超える執行及び裁判、国際仲裁において、多くの実績をあげている。

さらに、高取弁護士は日本商事仲裁協会による推薦仲裁人名簿、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）、及び韓国商事仲裁委員会（KCAB）の仲裁人名簿に掲載されている他、英国仲裁人協会における上級仲裁人（FCIArb.）の資格を有し、公益法人日本仲裁人協会の常務理事、英国仲裁人協会日本支部の共同代表、シンガポール国際調停センター（SIMC）専門家調停人等、国際仲裁の分野でも要職を務める。

グローバルファームであるポール・ヘイスティンクス、オリックにおいて役員及び訴訟部代表を歴任。

所属会

- ・ 英国仲裁人協会（CIArb.）日本支部共同代表
- ・ 公益法人日本仲裁人協会常務理事
- ・ 国際私法学会
- ・ 日本紛争解決センター（JIDRC）アドバイザリーボード

法曹資格

- ・ 日本及び米国ニューヨーク州
- ・ 英国仲裁人協会上級仲裁人（F. C. I. Arb.）

高取 芳宏 (続き)

最近の主な著書・著作

- 「解決までのプロセスを追う 外国企業との紛争に備えるための3ステップ」 (2022年1月号 ビジネス法務 中央経済社) 著書
- 「国際仲裁・調停へのオンライン活用のケーススタディと実務上の留意点について」 「仲裁とADR 第16号」 実務の潮流 (2021年6月 仲裁ADR法学会 商事法務) 著書
- 国際仲裁と国際調停の連携 - “Arb.-Med.-Arb.” (NBL No. 1193 2021年5月) 著書
- 「仲裁・調停手続機関におけるオンライン紛争解決手続と戦略的利用の視点」 (2021年2月 ビジネス法務 中央経済社) 著書
- 「国際仲裁・調停におけるサイバーセキュリティ」 (2021年2月 仲裁・ADRフォーラム Vol.7 信山社) 共著
- 「How Companies Can Prepare for Global Disputes in the Era of Japan's Work Style Reform」 (2020年9月 Japan Commercial Arbitration Journal VOL.1 一般社団法人日本商事仲裁協会) 共著
- 「日本とEU間の相互の円滑な個人データ移転をどのように活用するか」 (2019年6月JCAジャーナルN.744) 共著
- 「国際商事仲裁における仲裁人の選任」 (2019年3月 仲裁・ADRフォーラム Vol.6 信山社) 共著
- 「国際模擬仲裁・調停の意義と活用 (上) — 法務省および英国仲裁人協会共同開催の国際模擬仲裁・調停について」 (NBL No. 1129、2018年9月) 共著
- 「Japan's New Bid to Compete in Arbitration - Opening Up」 (2018年5月 Asian Business Law Journal) 著書

高取 芳宏 (続き)

最近の主な著書・著作

- 「最新 クロスボーダー紛争実務戦略」 (2016年6月 レクシスネクシス・ジャパン) 編者 / 共著
- 「国際仲裁教材」 (2015年6月 信山社) 監修
- 「訴訟・コンプライアンスのためのサイバーセキュリティー戦略」 (2015年4月 NTT出版) 編者/共著
- 「企業間紛争解決の鉄則20」 (2012年9月 中央経済社) 著書

高取 芳宏 (続き)

最近の主な講演

- ・ 「国際仲裁・調停のメリット - JCAAを活用したArb. Med. Arb. プラクティスを含めて」 (経産省、法務省主催 - 地域未来牽引企業向けウェビナー 2022年5月)
- ・ 「オンラインADRのメリットと活用-JIMCとSIMCとの共同プロトコール第一号オンライン調停案件を経験して-」 (JIDRC ウェビナーオンライン審問・調停の実務とノウハウ 2022年5月)
- ・ 「国境を超えたサイバー攻撃~その法的対処と事前・事後の対策」 (株式会社GRCS主催 2022年4月)
- ・ 「Online hearings/witness examination and the JIDRC study」 (法務省・UNCITRAL・ICSID共催 2021 Tokyo Forum on Dispute Resolution 2021年12月)
- ・ 「アジア地域における国際調停の将来」 (京都国際調停センター3周年記念セミナー 2021年11月)
- ・ 「日本とシンガポールにまたがる第1号国際調停案件とノウハウ」 (国際仲裁総合研究所 JIIART 第3回セミナー 2021年11月)
- ・ 「知的財産紛争をめぐる国際仲裁と訴訟の戦略的活用—法務省掲載のビデオ動画を参照して」 (法務省・英国仲裁人協会日本支部共同主催 2021年11月)
- ・ 「国際仲裁と国際調停~ビジネス紛争解決のアジア的試み」 (アジアビジネスローフォーラム研究会 2021年10月)
- ・ 「国際仲裁・調停条項の作り方とレビューの観点を学ぶ」 (GVA TECH株式会社 2021年9月)
- ・ 「国際仲裁・ADRのノウ・ハウ — 契約締結からオンライン解決戦略まで」 (株式会社商事法務 2021年8月)
- ・ 「国際商事仲裁の基本 国際仲裁の実務と裁判所の役割~モデルケースを題材にした仲裁と調停の組み合わせの実務~」 (大阪地方裁判所 2021年7月)
- ・ 「国際商事仲裁の基本 国際ADRとしてのArb. -Med. -Arb. の活用と各国の研修プログラム」 (大阪大学 2021年6月)

高取 芳宏 (続き)

最近の主な講演

- 「企業コンプライアンスと訴訟対応のための戦略的サイバーセキュリティ対策とは」 (株式会社GRCS 2021年6月)
- 「日本でもできる国際仲裁・調停～法曹実務家として押さえておくべきポイント～」 (公益社団法人 日本仲裁人協会中部支部 2021年4月)
- 「Modern Arbitration Laws with emphasis on UNCITRAL and Japan adaptations, and Recent Developments of ADR platforms in Japan」 (Santa Clara Arbitration シンポジウム 2021年3月)
- 「How to harmonize perspectives of common and civil law jurisdiction for High-Tech Dispute Resolution」 (UNCITRAL及び法務省共同主催 Dispute Resolution in Digital Economy 2021年3月)
- 「ICG仲裁における個人情報保護及びサイバーセキュリティ」 (ICG Japan Webinar 2020年11月)
- 「Tribunal Deliberations and Drafting an Enforceable Award」 (シンガポール国際仲裁センター North East Asia Academy 2020年9月)
- 「国際商事仲裁・調停の機能と国内裁判所」 (最高裁判所司法研修所 基盤研究会 2020年9月)
- 「知的財産紛争への国際仲裁・調停の活用—SEP (標準必須特許)・FRANDを含む世界的・包括的解決への戦略」 (特許庁、英国仲裁人協会日本支部、2020年2月)
- 「国際仲裁・調停及びその組み合わせの実務—SEP等知的財産紛争への活用の考察を含めて」 (知財高裁研究会、2019年7月)
- 「映像で迫る国際仲裁・国際調停～英国仲裁人協会上級仲裁人による模擬仲裁・調停の解説～」 (日本仲裁人協会中部支部設立1周年記念セミナー、名古屋、2019年4月)

高取 芳宏 (続き)

最近の主な講演

- 「データ攻撃と流出による企業・個人の責任—大小企業を問わずGDPRに学ぶ国内外の対処策」 (Security Days Spring 2019 Tokyo、2019年3月)
- 「国際模擬ADRの実際と具体的なノウハウ」 (公益社団法人日本仲裁人協会関西支部、法務省、大阪商工会議所及び大阪弁護士会共催、2018年12月)
- 「国境を超えた紛争解決と調停の活用」 (京都国際調停センター—開設記念講演 2018年11月)
- 「最新Intelligent AVから多要素認証、無線 LANセキュリティまで—コンプライアンスとしての法的サイバーセキュリティ」 (WatchGuard Solutions Days TOKYO、2018年10月)
- 「国際仲裁・国際ADRの最新状況」 (東京三弁護士会 国際セミナー、2018年10月)
- 「Trends of International ADR in Japan and Cross-Asia」 (シンガポール, Law Society of Singapore, 2018年9月)
- 「Cybersecurity for International Arbitration and Mediation」 (ICSID, 2018 Energy Charter Treaty Forum, パリ, 2018年9月)
- 「国境を超えたセキュリティ戦略における変化適応型運用体制と法的な対策—企業における情報漏えい対策の新たな一手とGDPR対応」 (日経ビジネスオンライン、2018年2月)